非自発的失業者の方へ 国保税が軽減できます

次に該当する非自発的失業者の国保税は、失業した次の日からその翌年度末までの期間、前年所得の給与所得を30／100として算定します（基準を満たせば7・5・2割軽減を適用）。高額療養費等の所得区分の判定についても、給与所得(前年)を30／100として対応します。

①雇用保険の特定受給資格者（倒産・解雇等の事業主の都合により失業した方）
②雇用保険の特定理由離職者（雇用期間満了などにより失業した方）

※手続きに必要なもの
雇用保険受給資格者証・納税義務者（世帯主）の認印

非自発的失業とは、働く能力も意思もあるのに、雇用機会がないために発生する失業のことです。

ご存じですか？ ジェネリック医薬品

ジェネリック医薬品とは、新薬の特許が切れた後に販売される医薬品で、新薬と同等の有効成分、効能・効果を持っています。かかりつけ医や薬剤師と相談の上、ジェネリック医薬品を選択できます。

ジェネリック医薬品を選択することにより、自己負担額が軽減される方については、**ジェネリック医薬品普及促進差額通知書**を送付します。

なお、差額通知書の送付を希望しない方は、ご連絡をお願いします。

国保のお知らせ

国保税の納税通知書は7月中旬に発送します

国保税の納税通知書を7月中旬に発送します。同封のお知らせ文書に、国保についての詳しい内容を記載していますので、ご覧ください。

【問い合わせ先】
市民保険課保険班　☎53・3115

平成29年度 国民健康保険税が決定しました

平成29年度の国民健康保険税（以下、国保税）率等の内訳が決定しました。国保税は皆さんの医療費に充てられる大切な財源です。忘れずに納めましょう。

区　分	国保税		
	基礎分	後期高齢者支援金分	介　護納付金分
所得割	※平成28年中の所得金額－基礎控除（33万円）		
	6.3％	2.0％	2.0％
資産割	※平成29年度の固定資産税額に対する		
	34.0％	6.0％	6.0％
均等割	※被保険者1人につき		
	21,000円	6,000円	7,000円
平等割	※1世帯につき		
	15,000円	6,000円	6,000円
最高額	※1世帯につき		
	54万円	19万円	16万円

◆後期高齢者支援金分を全被保険者に、介護納付金分は、40歳以上65歳未満の方に、国保税として負担していただいています。
◆税率・均等割額・平等割額・最高額は前年度と変更ありません。
◆所得により、均等割・平等割額の7割、5割、2割を軽減する制度があります。
◆病気や災害等で国保税の納付が困難な場合は申請により減免されることがあります。

集落に子どもの声を響かせよう

平成28年度は移住者31人！

移住で地域をもっと元気に

香美市では、移住定住交流センター（常駐：NPO法人いなかみ）を拠点に移住促進に取り組んでいます。平成28年度は、のべ157件の問い合わせがあり、24組31人が香美市に移住しました。このように移住者が増えていけば、集落にも子どもたちの声が戻ってくるのではないでしょうか。

そのためには、私たちが集落の皆さんともっとお話をし、移住者の方々について理解を深めてもらわなければと思っています。「うちの集落にも移住してほしい」「関心はあるが不安」など、移住のことが知りたい方はぜひご連絡ください。

■問い合わせ先　移住定住交流センター　☎52－8606

移住定住交流センターはこんな活動もしています

地域コミュニティーづくり
地域住民との意見交換や、移住者と住民の交流イベントを実施。
ものづくりの機会づくり
移住者の関心が高いものづくりの体験として、わらじづくり教室やアクセサリーづくり教室を開催。
平成29年度の新しい取り組みは？
移住者ホームステイの仕組みづくりや、地元企業と移住者をつなぐ仕事情報の発信

地籍調査の土地登記ができました

次の区域の地籍図・地籍簿の登記が完了しました。

【完了区域】
物部町仙頭の一部
（平成25年度物部森林組合調査地区）
※完了日＝5月2日

【問い合わせ先】建設課地籍調査班　☎53・3118

後期高齢者医療保険料 郵便局で支払えます

後期高齢者医療保険料が、四国内のゆうちょ銀行・郵便局でも納付できるようになりました。ただし、納期限を過ぎたものや、破損・汚損等で機械が読み取れないものは納付できません。

【問い合わせ先】
市民保険課☎53・3115

楽しい水遊びは安全第一で

海や川などで水遊びを楽しむ季節になりました。水の怖さを再度確認し、子どもだけの水遊びには注意しましょう。ライフジャケットの活用も有効です。また、危険な水遊びを見つけたら、警察署までご連絡ください。

【問い合わせ先】南国警察署
☎088・863・0110

災害時の緊急情報等を放送でお知らせ！

同報系防災行政無線の整備を進めています

◆同報系無線とは？
市役所を**親局**として、市内各所に配置した**子局＝屋外拡声子局（スピーカー）・戸別受信機**から、一斉、同時に情報を伝える設備です。通信には無線電波を使用するため、災害で回線が寸断されることがありません。また、予備電源を装備することで、停電時にも情報を伝えることができます。

◆放送内容を後で確認できるシステムも
屋外拡声子局の音声が聞き取れなかった場合など、放送の内容を確認出来るメール配信や電話対応システムを導入する予定です。

◆整備の内容・予定は？
平成29年度は、土佐山田町の整備を行います。孤立対策と洪水避難対策として、土砂災害警戒区域および浸水想定区域に戸別受信機を配置します。その他の区域には、屋外拡声子局を整備します。

◆無線放送で大切な情報をお知らせします
・避難勧告や避難指示（緊急）等の防災情報
・全国瞬時警報システムからの緊急地震速報、特別警報や国民保護情報（他国からの武力攻撃等）
・市からお知らせする行政情報
・機器作動確認のための定時放送（時刻放送）

【問い合わせ先】防災対策課　☎52−8008